

鳥取県教育情報通信ネットワーク設置要項

(設置の目的)

第1条 鳥取県教育委員会は、教育の情報化の充実を目的として、県内の公立学校及び教育機関の情報の共有化を図るために鳥取県教育情報通信ネットワークを設置する。

(名称)

第2条 本ネットワークを、「鳥取県教育情報通信ネットワーク」(以下「Torikyo-NET」という)と称する。

2 Torikyo-NET のインターネットにおける組織名は「torikyo.ed.jp」とする。

(形態)

第3条 Torikyo-NET は、以下の形態を併せ持つシステムとする。

- (1) 社会に開かれた公開ネットワーク (以下「公開領域」という)
- (2) 専用イントラネットワーク (以下「イントラ領域」という)

(運営管理)

第4条 Torikyo-NET には、適正な運営管理を図るため、統括管理者及びシステム管理者をおく。

(統括管理者及びその職務)

第5条 統括管理者は、鳥取県教育センター所長をもって充て、Torikyo-NET の管理・運営全般に関することを統括管理する。

(システム管理者及びその職務)

第6条 システム管理者は、鳥取県教育センター所長をもって充てる。

2 システム管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) Torikyo-NET の構成機器に関すること
- (2) Torikyo-NET の障害防止及び復旧対策に関すること
- (3) Torikyo-NET の性能確保に関すること
- (4) Torikyo-NET のセキュリティに関すること
- (5) その他 Torikyo-NET のシステムに関すること

(利用者)

第7条 Torikyo-NET を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 公開領域の利用については限定しない
- (2) イントラ領域の利用については、接続を認められた学校及び教育機関とする

(利用者の責務)

第8条 イントラ領域を利用する学校及び教育機関の長は、Torikyo-NETの利用について必要なガイドラインを定めるものとし、組織内の端末から発信される情報について、その責任を負うものとする。

(サービス内容)

第9条 Torikyo-NETで提供可能なサービス内容については、次のとおりとする。

なお、詳細については統括管理者が別に定める。

- (1) インターネットへの接続
- (2) 有害情報フィルタリング
- (3) ウェブページ領域
- (4) 電子メール
- (5) 動画配信
- (6) その他 統括管理者が認めたもの

(運用時間)

第10条 Torikyo-NETの運用時間は終日とする。

(運用の停止)

第11条 統括管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、Torikyo-NETの運用を停止することができる。

- (1) Torikyo-NETの改善、点検若しくは保守を行う場合
- (2) 回線接続先の電気通信事業者が設備の点検、保守等の作業を行う場合
- (3) 停電、天災等の不可抗力による障害が生じた場合
- (4) その他やむを得ないと認める場合

2 Torikyo-NETの運用を停止する場合には、統括管理者は、あらかじめTorikyo-NET上で利用者に連絡するものとする。ただし、緊急かつ、やむを得ない場合はこの限りでない。

(免責)

第12条 鳥取県教育委員会、統括管理者及びシステム管理者は、利用者がTorikyo-NETの利用に際して、不慮の障害、事故等により生じた損害に対して責任を負わない。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、Torikyo-NETの運営に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

- 1 平成10年11月1日から適用する。
- 2 平成18年6月1日に改定を行い、同日から施行する。
- 3 平成25年4月1日に改定を行い、同日から施行する。
- 4 平成27年9月1日に改定を行い、同日から施行する。
- 5 平成28年4月1日に改定を行い、同日から施行する。
- 6 令和5年4月1日に改定を行い、同日から施行する。